

4. 犯罪事実確認書の交付（法第35条関係）

法第35条

（犯罪事実確認書の交付）

第三十五条 内閣総理大臣は、前条第二項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、交付申請をした対象事業者に対し、当該交付申請に係る申請従事者の犯罪事実確認書を交付するものとする。

- 2 交付申請が第三十三条第二項の規定により共同で行われた場合における前項の規定による犯罪事実確認書の交付は、申請書に記載された同条第三項第六号の者に対して犯罪事実確認書を送付することにより行うものとする。
- 3 第一項の規定にかかわらず、内閣総理大臣は、第十八条の規定による命令、第三十条第一項の規定による命令（第二十条第一項第六号（第二十一条第三項において準用する場合を含む。）に掲げる基準に係るものに限る。）又は第三十条第二項の規定による命令を受けた対象事業者からの交付申請については、これらの命令に係る措置が講じられたものと認めるまでの間は、犯罪事実確認書の交付を行わないものとする。
- 4 犯罪事実確認書には、申請対象者情報及び確認日並びに次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める事項を記載する。
 - 一 申請従事者が特定性犯罪事実該当者であると認められない場合 その旨
 - 二 申請従事者が特定性犯罪事実該当者であると認められる場合 次に掲げる事項
 - イ 当該申請従事者についての第二条第八項各号に掲げる特定性犯罪事実該当者の区分
 - ロ その特定性犯罪の裁判が確定した日
- 5 内閣総理大臣は、第一項の規定により前項第二号に定める事項を記載した犯罪事実確認書を交付するときは、あらかじめ、当該犯罪事実確認書に係る申請従事者に当該犯罪事実確認書に記載する内容を通知しなければならない。この場合においては、当該犯罪事実確認書の第一項の規定による交付は、第三十七条第二項に規定する期間を経過するまで（当該期間内に同項に規定する訂正請求があった場合にあっては、当該訂正請求に係る同条第六項又は第七項の規定による通知をするまで）は、行わないものとする。
- 6 前各項に定めるもののほか、犯罪事実確認書の様式その他の犯罪事実確認書の交付の手続に必要な事項は、内閣府令で定める。

規則第34条

（犯罪事実確認書の様式）

第三十四条 法第三十五条第六項の犯罪事実確認書の様式は、様式第一号による。

（1）犯罪事実確認書の交付の概要

- こども家庭庁は、法務大臣より犯罪事実確認書を作成するために必要な事項の通知を受けたときは、遅滞なく、交付申請をした対象事業者に対し、当該交付申請に係る申請従事者の犯罪事実確認書を交付する（法第35条第1項）。

- 学校設置者等及び施設等運営者又は共同認定を受けた民間教育保育等事業者及び事業運営者が交付申請を共同で行った場合における犯罪事実確認書の交付は、申請書に記載された犯罪事実確認書の送付を受ける者に対して犯罪事実確認書を送付することにより行う（法第35条第2項）。
- こども家庭庁は、是正命令を受けた犯罪事実確認実施者等又は適合命令若しくは是正命令を受けた認定事業者等からの交付申請については、当該是正命令又は適合命令に係る措置が講じられたものと認めるまでの間は、犯罪事実確認書の交付を行わない（法第35条第3項）。
- 例えば、法15条第1項に規定する犯罪事実確認実施者等については、情報管理措置として、初めて交付申請を行う前に情報管理規程をこども家庭庁に提出しなければならないこととされており、当該規程が提出されず交付申請が行われた場合には、規程が提出されるまでの間は、犯罪事実確認書は交付されない。
- こども家庭庁は、特定性犯罪事実該当者であると認められる旨の犯罪事実確認書を交付するときは、あらかじめ、当該犯罪事実確認書に係る申請従事者に当該犯罪事実確認書に記載する内容を通知する（法第35条第5項。以下「事前通知」という。）。
- 犯罪事実確認書の交付は、事前通知を受けた日から2週間を経過するまでの訂正請求が可能な期間（当該期間内に訂正請求があった場合にあっては、その結果（通知内容を訂正する又は訂正しない旨）の通知をするまで）は行わない（同項）。

（2）犯罪事実確認書の様式等

ア 犯罪事実確認書の様式

- 犯罪事実確認書の様式は、次の（ア）及び（イ）のとおりである（規則第34条、様式第1号）。
- なお、犯罪事実確認書に記載される申請対象者情報については、万が一漏えい等の可能性が発生した場合のリスクを踏まえ、こども性暴力防止法関連システム上の管理番号（申請番号）のみを記載することとする。

図表 57 (ア) 特定性犯罪事実該当者であると認められない場合 (表面)

様式第 1 号 (第 34 条関係)

文 書 番 号
年 月 日

犯罪事実確認書

殿

こども家庭庁長官

令和 年 月 日付けで交付申請のあった犯罪事実確認書について、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和 6 年法律第 69 号）第 35 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり交付します。

記

1. 申請番号

2. 確認日

3. 特定性犯罪事実該当者の該当性

上記申請番号に係る申請従事者は、特定性犯罪事実該当者であると認められない。

以上

※ 裏面の注意をよく読んでください。

図表 58 (ア) 特定性犯罪事実該当者であると認められない場合（裏面）

注 意

- 犯罪事実確認実施者等及び認定事業者等は、犯罪事実確認書及び犯罪事実確認記録に記載された情報に係る記録（以下「犯罪事実確認記録等」という。）を適正に管理しなければなりません（法第 14 条、第 27 条第 1 項）。このため、犯罪事実確認実施者等及び認定事業者等は、犯罪事実確認記録等の管理責任者の設置、情報管理規程の策定及び当該規程を適切に遵守することが必要です（法第 11 条、第 20 条第 1 項第 6 号）。
- 犯罪事実確認実施者等及び認定事業者等は、次に掲げる場合を除き、犯罪事実確認記録等を犯罪事実確認若しくは防止措置（法第 6 条の措置及び法第 20 条第 1 項第 4 号イの防止措置をいう。以下同じ。）を実施する目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはなりません（法第 12 条、第 26 条第 7 項、第 27 条第 2 項）。
 - 都道府県教育委員会と市町村教育委員会との間（県費負担教職員の場合）、学校設置者等と施設等運営者との間又は共同認定を受けた民間教育保育等事業者と事業運営者との間で、防止措置の実施に必要な限度において提供する場合
 - 訴訟手続その他の裁判所における手続又は刑事事件の捜査のために提供する場合
 - 情報公開・個人情報保護審査会の求めに応じて提示する場合
 - 法や児童福祉法等の規定に基づき、報告徴収・立入検査等に応じる場合
- 犯罪事実確認実施者等及び認定事業者等は、次に掲げる事態が生じたときは、直ちにその旨を子ども家庭に報告しなければなりません（法第 13 条、第 27 条第 2 項）。
 - 犯罪事実確認記録等（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - 犯罪事実確認記録等が法第 12 条（法第 27 条第 2 項において準用する場合を含む。）に違反して第三者に提供され、又は提供されたおそれがある事態
 - 特定性犯罪事実関連情報（犯罪事実確認の結果、特定性犯罪事実該当者であることが確認された者について、防止措置を実施するに当たって当該者から取得した特定性犯罪事実に関するより詳しい情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。）を漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態（（1）に定めるものを除く。）
- 犯罪事実確認書受領者等は、次に掲げる日から起算して 30 日を経過する日までに、犯罪事実確認書の犯罪事実確認記録等を廃棄し及び消去しなければなりません（法第 38 条）。これに違反して犯罪事実確認書の廃棄又は犯罪事実確認記録の消去をしなかったときは、当該違反行為をした者は、50 万円以下の罰金に処されます（法第 46 条第 3 号）。
 - 犯罪事実確認書に記載された確認日から起算して 5 年を経過した日の属する年度の末日
 - 犯罪事実確認に係る申請従事者が離職したときは、離職の日
 - 犯罪事実確認書受領者等が犯罪事実確認に係る申請従事者を任命せず、又は雇用しなかったときは、従事予定日として当該申請従事者の犯罪事実確認書の申請書に記載した日（当該犯罪事実確認書の交付の日が当該従事予定日より遅いときは、当該交付の日）
 - 学校設置者等、施設等運営者又は認定事業者等のいずれにも該当しなくなったときは、その日
- 犯罪事実確認書受領者等（法人の場合はその役員）、職員、従業者又はこれらであった者は、その業務に関する知り得た犯罪事実確認書に記載された情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供したときは、2 年以下の拘禁刑若しくは 100 万円以下の罰金に処され、又はこれを併科されます（法第 43 条）。
- 犯罪事実確認実施者等（国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人及びこれに対応する施設等運営者を除く。）及び認定事業者等は法令の定めに従って帳簿を備えなければなりません（法第 15 条第 1 項、第 28 条第 1 項）。これに違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったときは 50 万円以下の罰金に処されます（法第 46 条第 1 号）。

※ 犯罪事実確認記録等の適正な管理等に関する注意書きを記載。

図表 59 (イ) 特定性犯罪事実該当者であると認められる場合 (表面)

様式第1号 (第34条関係)

文 書 番 号
年 月 日

犯罪事実確認書

殿

こども家庭庁長官

令和 年 月 日付けで交付申請のあった犯罪事実確認書について、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第35条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付します。

記

1. 申請番号

2. 確認日

3. 特定性犯罪事実該当者の該当性

(1) 上記申請番号に係る申請従事者は、特定性犯罪事実該当者であると認められる。

(2) 特定性犯罪事実該当者の区分

(3) 特定性犯罪の裁判が確定した日

以上

※ 裏面の注意をよく読んでください。

図表 60 (イ) 特定性犯罪事実該当者であると認められる場合（裏面）

注意

1. 犯罪事実確認実施者等及び認定事業者等は、犯罪事実確認書及び犯罪事実確認書に記載された情報に係る記録（以下「犯罪事実確認記録等」という。）を適正に管理しなければなりません（法第 14 条、第 27 条第 1 項）。このため、犯罪事実確認実施者等及び認定事業者等は、犯罪事実確認記録等の管理責任者の設置、情報管理規程の策定及び当該規程を適切に遵守することが必要です（法第 11 条、第 20 条第 1 項第 6 号）。
2. 犯罪事実確認実施者等及び認定事業者等は、次に掲げる場合を除き、犯罪事実確認記録等を犯罪事実確認若しくは防止措置（法第 6 条の措置及び法第 20 条第 1 項第 4 号イの防止措置をいう。以下同じ。）を実施する目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはなりません（法第 12 条、第 26 条第 7 項、第 27 条第 2 項）。
 - (1) 都道府県教育委員会と市町村教育委員会との間（県費負担教職員の場合）、学校設置者等と施設等運営者との間又は共同認定を受けた民間教育保育等事業者と事業運営者との間で、防止措置の実施に必要な限度において提供する場合
 - (2) 訴訟手続その他の裁判所における手続又は刑事事件の捜査のために提供する場合
 - (3) 情報公開・個人情報保護審査会の求めに応じて提示する場合
 - (4) 法や児童福祉法等の規定に基づき、報告徴収、立入検査等に応じる場合
3. 犯罪事実確認実施者等及び認定事業者等は、次に掲げる事態が生じたときは、直ちにその旨をこども家庭庁に報告しなければなりません（法第 13 条、第 27 条第 2 項）。
 - (1) 犯罪事実確認記録等（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態
 - (2) 犯罪事実確認記録等が法第 12 条（法第 27 条第 2 項において準用する場合を含む。）に違反して第三者に提供され、又は提供されたおそれがある事態
 - (3) 特定性犯罪事実関連情報（犯罪事実確認の結果、特定性犯罪事実該当者であることが確認された者について、防止措置を実施するに当たって当該者から取得した特定性犯罪事実に関するより詳しい情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。）をいう。）の漏えい、滅失若しくは毀損が発生し、又は発生したおそれがある事態（(1) に定めるものを除く。）
4. 犯罪事実確認書受領者等は、次に掲げる日から起算して 30 日を経過する日までに、犯罪事実確認書の犯罪事実確認記録等を廃棄し及び消去しなければなりません（法第 38 条）。これに違反して犯罪事実確認書の廃棄又は犯罪事実確認記録の消去をしなかったときは、当該違反行為をした者は、50 万円以下の罰金に処されます（法第 46 条第 3 号）。
 - (1) 犯罪事実確認書に記載された確認日から起算して 5 年を経過した日の属する年度の末日
 - (2) 犯罪事実確認に係る申請従事者が離職したときは、離職の日
 - (3) 犯罪事実確認書受領者等が犯罪事実確認に係る申請従事者を任命せず、又は雇用しなかったときは、従事予定日として当該申請従事者の犯罪事実確認書の申請書に記載した日（当該犯罪事実確認書の交付の日が当該従事予定日より遅いときは、当該交付の日）
 - (4) 学校設置者等、施設等運営者又は認定事業者等のいずれにも該当しなくなったときは、その日
5. 犯罪事実確認書受領者等（法人の場合はその役員）、職員、従業者又はこれらであった者は、その業務に関して知り得た犯罪事実確認書に記載された情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはなりません（法第 39 条）。これに違反したときは、1 年以下の拘禁刑若しくは 50 万円以下の罰金に処され、又はこれを併科されます（法第 45 条第 2 項）。また、その業務に関して知り得た犯罪事実確認書に記載された情報を自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供したときは、2 年以下の拘禁刑若しくは 100 万円以下の罰金に処され、又はこれを併科されます（法第 43 条）。
6. 犯罪事実確認実施者等（国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、地方独立行政法人及びこれに対応する施設等運営者を除く。）及び認定事業者等は法令の定めに従って帳簿を備えなければなりません（法第 15 条第 1 項、第 28 条第 1 項）。これに違反して帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかったときは 50 万円以下の罰金に処されます（法第 46 条第 1 号）。

※ 犯罪事実確認記録等の適正な管理等に関する注意書きを記載。

イ 閲覧方法

- 原則、特定性犯罪事実該当者に対する事前通知や、交付された犯罪事実確認書については、こども性暴力防止法関連システム上の画面閲覧のみ可能とする。

(3) 標準処理期間

- 犯罪事実確認書の交付の標準処理期間は、次に掲げる期間とする。
 - ・ 申請従事者が日本国籍を有する場合は、2週間から1か月
 - ・ 申請従事者が日本国籍を有さない場合は、1か月から2か月
- なお、標準処理期間の最長期間より前に交付申請をしたにもかかわらず、当該期間を経過しても犯罪事実確認書の交付がされなかつた場合には、いとま特例の「やむを得ない事情」に該当するものとして取り扱う。

5. 訂正請求（法第37条関係）

法第37条

（訂正請求）

第三十七条 第三十五条第五項の規定による通知を受けた申請従事者は、同項の規定により通知された内容（以下この条において「通知内容」という。）が事実でないと思料するときは、内閣総理大臣に対し、当該通知内容の訂正を請求することができる。

- 2 前項の規定による訂正の請求（以下この条において「訂正請求」という。）は、第三十五条第五項の規定による通知を受けた日から二週間以内にしなければならない。
- 3 訂正請求は、次に掲げる事項を記載した書面を内閣総理大臣に提出してしなければならない。
 - 一 訂正請求をする者の申請対象者情報
 - 二 訂正請求の趣旨及び理由
- 4 内閣総理大臣は、訂正請求に理由があるかどうかの判断をするため必要があるときは、法務大臣に対し、第三十四条第二項の規定により通知された内容に誤りがないかどうかについて確認を求めることができる。
- 5 法務大臣は、第三十四条第二項の規定により通知した内容に誤りがあることを発見したときは、直ちに、内閣総理大臣に対して、その内容を訂正して通知しなければならない。
- 6 内閣総理大臣は、訂正請求に理由があると認めるときは、通知内容を訂正する旨の決定をし、訂正請求をした申請従事者に対しその旨を書面により通知するとともに、交付申請をした対象事業者に対し訂正した内容を記載した犯罪事実確認書を交付しなければならない。
- 7 内閣総理大臣は、訂正請求に理由がないと認めるときは、通知内容を訂正しない旨の決定をし、訂正請求をした申請従事者に対し、その旨及び理由を書面により通知しなければならない。

規則第35条

（訂正請求に係る通知の到達時期）

第三十五条 法第三十五条第五項の規定による通知は、電子情報処理組織（こども家庭庁の使用に係る電子計算機と通知先の申請従事者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この項において同じ。）を使用して行う場合にあっては、当該電子情報処理組織に申請従事者が閲覧することができる状態で記録された時に当該申請従事者に到達したものとみなす。

- 犯罪事実確認書に記載される内容に万が一誤りがあった場合に、誤った内容を記載した犯罪事実確認書が対象事業者に交付されないよう、その訂正の機会を確保するため、法第37条において訂正請求の手続等を定めている。
- 事前通知を受けた申請従事者は、通知内容が事実でないと思料するときは、こども家庭庁に対し、当該通知内容の訂正を請求することができる（法第37条第1項）。

- 訂正請求は、事前通知を受けた日から 2 週間以内に（法第 37 条第 2 項）、次に掲げる事項を記載した書面をこども家庭庁に提出してしなければならない（同条第 3 項）。
 - ・ 訂正請求をする者の申請対象者情報
 - ・ 訂正請求の趣旨及び理由
- 訂正請求の期限の始期となる「事前通知を受けた日」については、こども家庭庁がこども性暴力防止法関連システム内の従事者ポータルに通知を掲載し、申請従事者の閲覧が可能となったときに、通知が申請従事者に到達したものとする（規則第 35 条）。
- ※ 中止要請の期限の始期の考え方についても同様。
- こども家庭庁は、訂正請求に理由があると認めるときは、通知内容を訂正する旨の決定をし、訂正請求をした申請従事者に対しその旨を書面により通知するとともに、申請をした対象事業者に對し訂正した内容を記載した犯罪事実確認書を交付する（法第 37 条第 6 項）。
- また、訂正請求に理由がないと認めるときは、通知内容を訂正しない旨の決定をし、訂正請求をした申請従事者に対し、その旨及び理由を書面により通知する（法第 37 条第 7 項）。
- ※ なお、訂正しない決定をした場合には、申請従事者が対象業務に従事しない判断（内定辞退等）をすることで犯罪事実確認の交付申請の取下げを求める能够のよう、7 日間の考慮期間を設けた後に、対象事業者に対して犯罪事実確認書を交付する。

6. その他の犯罪事実確認に係る留意点

(1) 期限内に犯罪事実確認ができないかった者への対応

- 申請従事者による戸籍等の提出がなされず、犯罪事実確認ができないまま期限が到来した場合、期限を超えて対象業務に従事させ続けることは犯罪事実確認義務違反となるため、対象事業者は、速やかに戸籍等の提出の手続を申請従事者に促すか、対象業務に従事させない対応をとることが必要となる。
- この場合の留意点は、次の①及び②に掲げるとおりである。

① 事前の伝達

- 対象事業者は、法の施行前（認定事業者等にあっては認定等を受ける前）に、対象業務に従事している又は従事予定の従事者自らが、犯罪事実確認等の対象となるか否かについて事前に把握することができるよう、次に掲げる事項を本人にあらかじめ伝達する（以下「事前伝達」という。）ことが必要である。
 - ・ 特定した対象業務従事者の範囲に含まれていること
 - ・ 施行後又は認定後（配置転換によって対象業務に従事する者である場合には、当該配置転換前のタイミング）には、犯罪事実確認の対象となること及び一定の期限までに申請従事者からこども家庭庁に対して戸籍等の提出を行う必要があること（※）
- ※ 紛争防止の観点から、戸籍等の提出の趣旨・目的、本人提出が必要となること、（本人の希望により対象事業者を経由する場合も含め）情報管理は徹底されること等の理解を得るように努める。
- ・ 犯罪事実確認の結果、特定性犯罪事実該当者であることが確認された場合や、戸籍等の提出が行われず、法定の期限までに犯罪事実確認書の交付が行われない場合には、対象業務に従事させることができないこと
- ・ 就業規則において、法に基づく犯罪事実確認の手続に対応しなければならない旨の規定を定めること
- ・ 戸籍等の提出を含め、犯罪事実確認に係る法定手続への対応を求めたにもかかわらず、これを行わなかった場合は、就業規則違反や業務命令違反として懲戒処分の対象になり得ること

② 戸籍等が提出されない場合の対応

- ①の事前伝達を行った上で、申請従事者から戸籍等が提出されず犯罪事実確認ができない場合に考えられる対応と、その際の労働法制等を踏まえた留意点については次のア及びイのとおりである。

ア 考えられる対応

- まずは、業務命令として、速やかに犯罪事実確認を行う必要があるため、こども家庭庁に対して戸籍等の提出を行うよう伝える。

- ※ 口頭で指示したが拒否された場合には、書面等の記録に残る形で指導する。
- その上で、指示に従わない場合には、犯罪事実確認義務違反の状態を回避するために、対象業務に従事させないことを検討する。
- イ 労働法制等を踏まえた留意点**
- 犯罪事実確認義務の違反状態を回避するため、まずは人事権の行使としての配置転換を検討することが考えられる。
 - なお、犯罪事実確認への対応拒否を抑止する観点から、懲戒処分を検討することも考えられる。
- ※ 懲戒事由として、「企業秩序を乱した場合」、「会社の規則・命令に反した場合」等、一般的な企業秩序違反が定められている場合に、法の対象となる施設・事業において犯罪事実確認等の対象業務に従事している者が、指導（業務命令）を受けたにもかかわらず犯罪事実確認に必要な手続に対応しない場合には、当該事由に該当するものと考えられる（法における犯罪事実確認が、児童対象性暴力等を防止するための重要な手立てと位置付けられており、事業者は犯罪事実確認の結果を踏まえて防止措置の要否を検討することとなっていることや、度重なる指導を受けたにもかかわらず対応しないことは、懲戒処分の合理性・相当性の判断に当たって重大な考慮要素となり得ると考えられる。）。

(2) 対象業務従事者が派遣労働者等や個人業務受託者である場合の留意点

① 対象業務従事者が派遣労働者等の場合

- 法においては、対象業務従事者が派遣労働者・請負事業主に雇用される労働者（以下「派遣労働者等」という。）である場合には、派遣元事業主・請負事業主（以下「派遣元等」という。）ではなく、派遣先や発注者である対象事業者（以下「派遣先等」という。）が、当該対象業務従事者に対する安全確保措置（犯罪事実確認を含む。）を行う義務を負うことになる。
- 派遣労働の場合、派遣先は、労働者派遣契約で定められた業務についての指揮命令権は有するものの、派遣労働者と雇用関係にないため、労働者派遣契約の内容を超えた勤務地・業務の変更等の措置を講じる権限は有さない。また、請負の形態で従事する場合、発注者は、従事者に対するいかなる指揮命令権も有さない。
- また、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和 60 年法律第 88 号。以下「労働者派遣法」という。）第 26 条第 6 項において禁止されている特定目的行為や、いわゆる偽装請負（請負契約等の形式となっているが、実態として、労働者派遣法上の労働者派遣事業であると判断されるものをいう。）とならないよう注意する必要がある。

- これらを踏まえた、派遣労働者等又は個人業務受託者に対する犯罪事実確認のための戸籍等の提出の依頼や研修の受講の依頼について、派遣元等と派遣先等との役割分担や考えられる対応は、次のアからウまでに掲げるとおり（なお、準委任契約であっても、請負契約と同様の対応が考えられる。）。

ア 派遣労働者等が法の施行後に新たに労働者派遣契約や請負契約等により対象業務に従事する場合は、派遣元等から派遣労働者等に対し、犯罪事実確認、研修受講等の法が定める措置の対象となることその他の必要な事項を書面等により伝達すること

また、派遣労働者等が法の施行時に既に対象業務に従事している場合は、派遣先等から派遣元等を通じて、派遣労働者等に対し、犯罪事実確認、研修受講等の法が定める措置の対象となることその他の必要な事項を書面等により伝達すること

イ 労働者派遣契約や請負契約等に、「犯罪事実確認（戸籍等の提出を含む。）及び研修受講を行った者を業務に従事させなければならない」旨を規定するとともに、これが担保されるよう、派遣労働者等が犯罪事実確認（戸籍等の提出を含む。）及び研修受講に応じない場合は、派遣先等から派遣元等に対して、派遣労働者の変更や、法に適合した請負として業務処理がされるような見直しを要請すること

ウ 派遣元等から派遣労働者等に対して、犯罪事実確認（戸籍等の提出を含む。）及び研修受講に応じるよう指示を行った上で、派遣先等から、派遣労働者等に対して、直接、犯罪事実確認の対象になることの説明、戸籍情報の提出依頼及び研修受講依頼を行うこと

※ 派遣元事業主の指示は、労働者派遣法第35条の通知後に行うこと

② 対象業務従事者が個人業務受託者の場合

- 法においては、対象業務従事者が、従業員を使用せず業務委託により個人で役務の提供等を行う者（以下「個人業務受託者」という。）である場合には、委託者である対象事業者が、当該対象業務従事者に対する安全確保措置（犯罪事実確認を含む。）を行う義務を負うことになる。
- 個人業務委託の形態で従事する場合には、委託者は、従事者に対するいかなる指揮命令権も有さない。このため、個人業務受託者については、当該業務を委託する者（以下「業務委託者」という。）との業務委託に係る契約に「犯罪事実確認（戸籍等の提出を含む。）及び研修受講に応じなければならない」旨を定めるとともに、当該義務違反を契約解除事由として定めた上で、当該契約に基づき、当該業務委託者から当該個人業務受託者に対し、直接、説明等を行う必要がある。

（3）対象業務従事者が教育職員等又は保育士である場合の留意点

- 教員性暴力等防止法及び児童福祉法においては、教育職員等又は保育士を任命し、又は雇用しようとするときは、教員性暴力等防止法第15条第1項のデータベース又は児童福祉法第18条の

36 第1項のデータベースを活用するものとされている（教員性暴力等防止法第7条第1項及び児童福祉法第18条の36第3項）。

○ このため、法に基づいて内定等の後に実施する犯罪事実確認とは別に、内定前に、各データベースを活用することが必要となる。

法の対象と両データベースの活用対象の関係並びに法施行後の教育職員等及び保育士の採用フローのイメージは次の図のとおりである（防止措置を適切に行うために採用選考過程において行うべき事項の詳細については、「VII. 安全確保措置（防止措置）」を参照）。

図表 61 法の対象と教員・保育士データベースの活用対象の関係

こども性暴力防止法の対象と教員・保育士DBの活用対象の関係

こども性暴力防止法の対象		教員データベースの活用対象	保育士データベースの活用対象*
学校設置者等 【義務】	○ 幼稚園（※1）、小中学校、義務教育学校、高校、中等教育学校、特別支援学校（※1）	○	
	○ 認定こども園（幼保連携型、幼稚園型）	○	○
	○ 認定こども園（保育所型、地方裁量型）		
	○ 児童相談所（※2）		
	○ 児童福祉施設の一部（指定障害児入所施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設）		○
	○ 指定障害児通所支援事業の一部（児童発達支援、放課後等デイサービス）		
	○ 家庭の保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業）		
民間教育保育等事業者 【認定】	○ 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）		
	○ 高等専門学校		
	○ 専修学校（高等課程）		
	○ 児童福祉施設の一部（指定発達支援医療機関、児童館、児童自立支援施設）		
	○ 指定障害児通所支援事業の一部（居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）		
	○ 登録一時保護委託者		
	○ 一時預かり事業		○
○ 病児保育事業	○ 病児保育事業		
	○ 認可外保育事業		
	○ 専修学校（一般課程）又は各種学校における児童等を専ら対象とする学校教育に類する教育を行う事業		
	○ 高等課程類似教育事業		
	○ 民間教育事業		
	○ 指定障害児通所支援事業以外の障害児通所支援事業（児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、居宅訪問型児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業）		
	○ 児童自立生活援助事業		
	○ 放課後児童健全育成事業等（放課後児童健全育成事業及びこれに類する事業で小学校、公民館その他内閣府令で定める施設において行われるもの）		
	○ 予育て短期支援事業		
	○ 小規模住居型児童養育事業		

(*) 保育士データベースについては、○が付いていない事業者であっても、児童発達支援センター、病院（結核児童に対する療育の給付を行う指定療育機関）、女性自立支援施設、女性相談支援センターであればアカウントの付与対象となる。この他、一定の基準を満たす場合、アカウントは付与されないものの、データベースの活用対象となる場合がある。

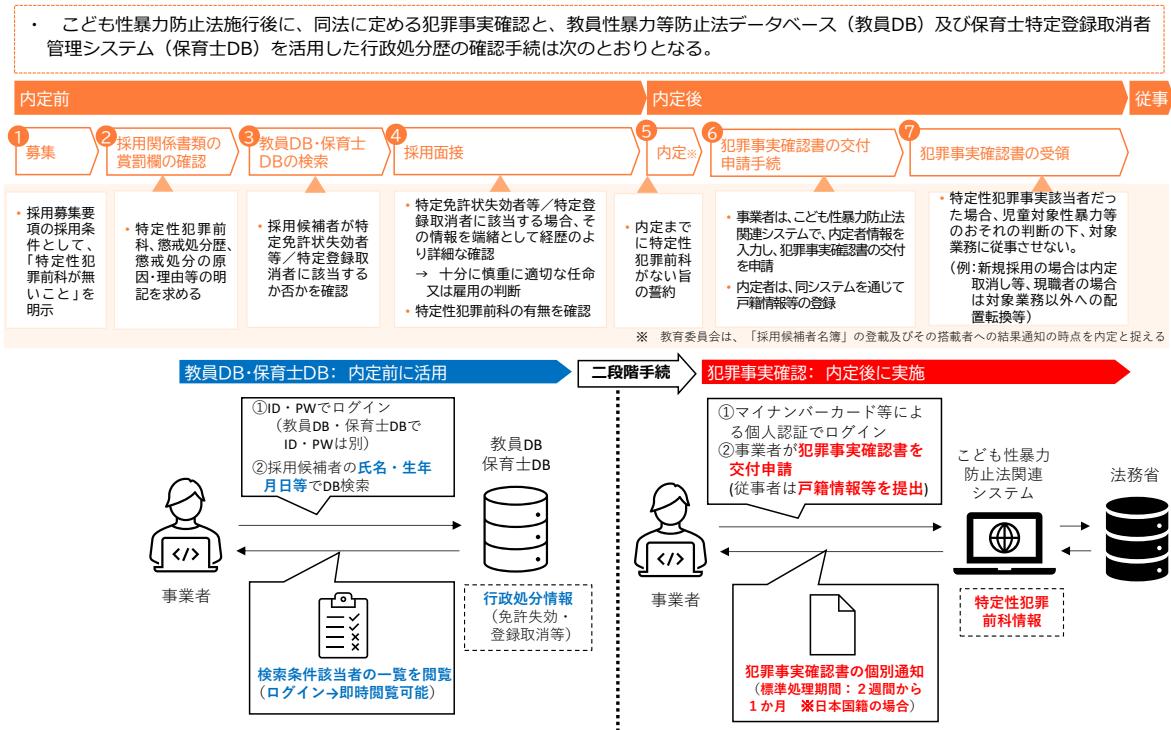
(※1) 預かり保育又は一時預かり事業を実施する場合には、保育士データベースの活用対象となる。

(※2) 一時保護施設については、保育士データベースの活用対象となる。

図表 62 法施行後の教育職員等及び保育士の採用手続フロー

教育職員等・保育士の採用手続フロー

こども家庭庁



(4) 都道府県採用のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等に対する犯罪事実確認

- 都道府県の教育委員会において任命され、市町村の教育委員会が設置する学校に派遣されるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の職員（以下「SC、SSW等」という。）については、県費負担教職員に該当しないため、市町村教育委員会が学校設置者等として犯罪事実確認の義務を負う。
- 一方で、県内の複数市町村にまたがる勤務がある場合や、突発事案が生じた（勤務地の域外に所在する）学校への緊急的な派遣がある場合などには、複数の市町村教育委員会において、同一の対象業務従事者について犯罪事実確認を実施する必要が生じることとなる。
- このため、事務負担を軽減し、なるべく効率的に犯罪事実確認に係る事務を行うことができるよう、SC、SSW等の犯罪事実確認書の交付申請事務を都道府県教育委員会が代行することとする。
- ただし、この場合においても、学校設置者等は市町村教育委員会であるため、犯罪事実確認書の交付は市町村教育委員会が受けることとなる。

(5) 犯罪事実確認の実施状況等の情報開示

- こども家庭庁は、認定事業者等について、次に掲げる事項を事業者ごとに公表することとしている。
 - ・ 犯罪事実確認対象となる教育保育等従事者の業務の概要（法第22条第4号）
 - ・ 認定時現職者の犯罪事実確認が全て完了したときは、その旨（法第26条第5項）
- これらの規定は、保護者等が、当該公表情報に基づき、児童等に教育、保育等のサービスを提供する場として適切な事業者か否かについて判断・選択を行うことで、児童等に対する性暴力等を防止する環境づくりにつなげていくために設けられている。
- 学校設置者等にはこのような情報公開規定は設けられていないものの、学校設置者等・認定事業者等ともに、犯罪事実確認の対象職種、犯罪事実確認済み等の情報を、各施設・事業ごとに外部に開示することは、
 - ・ 保護者等の安心・選択につながるだけでなく、
 - ・ 求職者にとっても、希望業務が犯罪事実確認の対象か否かを事前に判断できる
 - ・ 開示されている者以外の者が対象業務に従事していた場合に、利用者からの内部通報等が期待できるなどのメリットがある。
- このため、犯罪事実確認の対象職種であるか否かについては、学校設置者等についても、職種単位での情報開示を推奨する。
- 犯罪事実確認済みか否かについては、認定事業者等の場合には、全ての認定時現職者の犯罪事実確認が完了した後にこども家庭庁から公表されることから、学校設置者等についても、全ての施行時現職者の犯罪事実確認が完了した後に、その旨の開示を行うことを推奨する。
- このとき、各施設、事業等で従事する者が少数の職種もあることから、個別の職種の確認状況について開示することは控え、求めがあった場合には、対象業務従事者全体の状況を開示することにより対応することが望ましい。
- 対象業務従事者単位での情報開示については、法としてこれを妨げる規定はないため、事業者とその関係者、保護者等との関係、事業規模等を踏まえて、事業者において判断すべきであるが、周辺情報と合わせると特定性犯罪があるかのように周囲に誤認され得る、カスタマーハラスメント等の観点から特定の対象業務従事者の不利益となるうわさが生じ得るなどの懸念があることや、適切なタイミングで事業者全体・職種全体での開示を行うことにより質問への実質的な回答となり得ることを踏まえ、開示を控えることが望ましい。

- やむを得ず開示が必要な場合であっても、個人情報保護法に則り、対象業務従事者の同意が必要であること及び同意が強制されてはならないこと。対象業務従事者の不利益にならないよう細心の注意を払って開示を行うことが望ましい。

図表 63 学校設置者等における犯罪事実確認の実施状況等の情報開示

	犯罪事実確認対象	犯罪事実確認済	犯罪事実の有無
職種単位	開示を推奨（※）	全施行時現職者の確認完了後、事業者単位での開示を推奨（※） (職種単位の確認状況の開示は控える)	×（開示不可）
従事者単位	開示を控える	開示を控える	×（開示不可）

※ 事業者と直接的な関係がない外部の者からの照会に対しては、事業者の事務負担、風評等への影響を踏まえ、開示を控える判断も許容され得る。

- なお、これらの情報は、特定性犯罪事実の有無そのものではないため犯罪事実確認記録等には該当せず、目的外利用・第三者提供の禁止（法第 12 条。「VIII. 3. 目的外利用・第三者提供の禁止（法第 12 条、第 27 条第 2 項、第 39 条、第 43 条、第 45 条第 2 項、第 47 条及び第 48 条関係）」参照）の対象外となるため、これらの情報を外部に開示（公表、掲示、質問への回答等）することは可能となる。
- 一方、特定性犯罪事実の有無を含む情報開示は法第 12 条で禁じられており、一部の情報については、職員等の秘密保持義務（法第 39 条。「VIII. 3. (5) 職員等の秘密保持義務」参照）が課せられている点に留意が必要である（違反した場合は罰則あり。）。

7. 犯罪事実確認義務に違反した場合の公表（法第17条関係）

法第17条

（犯罪事実確認義務に違反した場合の公表）

第十七条 内閣総理大臣は、犯罪事実確認実施者等が第四条（第十条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定に違反していると認めるときは、当該犯罪事実確認実施者等の氏名又は名称その他内閣府令で定める事項をインターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

規則第17条

（法第十七条の内閣府令で定める事項）

第十七条 法第十七条の内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 犯罪事実確認実施者等が法人である場合にあっては、その代表者の氏名
- 二 犯罪事実確認実施者等の住所又は所在地
- 三 違反があった施設又は事業所の名称及び所在地
- 四 違反があった学校設置者等の区分
- 五 犯罪事実確認実施者等が法第四条又は法第十条第一項の規定により読み替えて適用する法第四条のいずれの規定に違反しているかの別
- 六 違反の内容
- 七 違反に係る教員等の数

- こども家庭庁は、法第15条に規定する犯罪事実確認実施者等が犯罪事実確認義務に違反していると認めるときは、次の①から⑥までに掲げる事項をインターネットの利用その他の方法により公表する（法第17条、規則第17条）。
 - ① 犯罪事実確認実施者等の次の情報
 - ア 氏名又は名称
 - イ 住所又は所在地
 - ウ 代表者の氏名（法人の場合）
 - ② 違反のあった施設又は事業所の名称及び所在地
 - ③ 違反のあった対象事業の区分
 - ④ 違反条項（法第4条又は法第10条第1項の規定により読み替えて適用する法第4条のいずれの規定に違反しているかの別）
 - ⑤ 違反の内容
 - ⑥ 違反に係る対象業務従事者の数
- 犯罪事実確認実施者等において犯罪事実確認義務違反が是正されたことが確認された場合には、公表を終了する。

- なお、認定事業者等が犯罪事実確認義務違反を理由として認定等を取り消された場合も、犯罪事実確認実施者等と同様に、上述の①から⑥までの事項を公表する（「IV. 9. (2) 認定等の取消しの公表」参照）。

8. 罰則（法第44条及び第48条関係）

法第44条及び第48条

（犯罪事実確認書不正取得罪）

第四十四条 偽りその他不正の手段により犯罪事実確認書の交付を受けたときは、当該違反行為をした者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

（両罰規定）

第四十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第四十三条、第四十四条、第四十五条第一項又は第四十六条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

- 偽りその他不正の手段により犯罪事実確認書の交付を受けたときは、当該違反行為をした者は、1年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する（法第44条）。
- 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第44条（犯罪事実確認書不正取得罪）の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する（法第48条）。
- 偽りその他不正の手段とは、例えば、次に掲げる内容が挙げられる。
 - ・ 偽りの情報を入力・提出することにより、犯罪事実確認書を取得した場合
 - ・ 対象事業者になりすまして犯罪事実確認書を取得した場合
 - ・ 是正命令を受けながらこれに係る措置を講じたかのように装って犯罪事実確認書を取得した場合
 - ・ 対象業務に従事させるつもりがない者を対象として犯罪事実確認書を取得した場合